

船橋市内での樹木の伐採行為は 届出・許可等の有無をご確認ください！

平成30年11月12日 発行
船橋市 経済部 農水産課
都市整備部 公園緑地課

◆ 船橋市内の樹木伐採に関する手続き手順

種別	担当課	確認事項
森林法	4F 農水産課	<ul style="list-style-type: none"> 農水産課にて森林法に基づく伐採届が必要か確認してください。 下記の申請等が必要な場合は案内図に「森林法の規定に基づく伐採届出の必要の有無の確認印」の押印を受けてください。
風致地区	4F 公園緑地課	<ul style="list-style-type: none"> 風致地区内に該当する場合は、公園緑地課にて許可が必要な行為であるか確認してください。 許可が必要な場合は上記の確認印のある案内図を申請書に添付して申請してください。
その他	4F 公園緑地課	<ul style="list-style-type: none"> 公園緑地課にて、「船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例」に基づく伐採の届出が必要な行為か確認してください。 届出が必要な場合は、上記の確認印のある案内図を添付して届出てください。

※ 届出・許可等は重複して手続きする必要がある場合もあります。担当課でよくご確認ください。

◆ 森林法に関する手続き (担当：農水産課)

森林法の規定により、地域森林計画対象民有林に指定されている立木を伐採する場合は、あらかじめ、市長への「伐採の届出」や知事との協議、許可が必要となります。

伐採の届出者は 森林所有者（伐採作業を請負させて行う場合も所有者が届出）
届出時期は 伐採を開始する日の90日から30日前までに、届出が必要
完了後は 伐採を完了した日から30日以内に、状況報告書の提出が必要

森林の伐採面積	0.3ha未満	0.3ha以上1.0ha以下	1.0haを超える
届出先等	「伐採届」 船橋市役所 経済部 農水産課	千葉県北部林業事務所・印旛支所との事前協議の上、小規模林地開発の手続きが必要となり、併せて、船橋市農水産課へ「伐採届」の提出が必要	千葉県北部林業事務所・印旛支所への林地開発に関する許可申請が必要

※ **伐採届**：伐採及び伐採後の造林の届出書（森林法第10条の8第1項）

※ **状況報告書**：伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書（森林法第10条の8第2項）

※ お問い合わせ 船橋市役所経済部農水産課 047-436-2494

千葉県北部林業事務所・印旛支所 043-483-1130

裏面に続く

◆ 船橋市風致地区条例に基づく手続き (担当：公園緑地課)

都市計画法の規定する風致地区内における「木竹の伐採」行為は、許可を必要としますので、風致地区内行為許可申請の手続きを公園緑地課にて行ってください。

◆ その他伐採に関する手続き (担当：公園緑地課)

下記の各項目に該当する樹木を伐採する場合は、船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例に基づき、「保存樹木等伐採届」を公園緑地課に届出て下さい。

- ① 高さ1.5mにおける幹周りが30cm以上の樹木
- ② 樹高3.5m以上の樹木
- ③ 樹高2.5m以上の株立の樹木
- ④ 地目が山林である土地の樹林
- ⑤ 地目が山林でない100㎡以上の土地にある樹林
- ⑥ 延長30m以上の生垣となっている樹林
- ⑦ 30㎡以上の竹林



※ 「保存樹木等伐採届」の届出が不要の区域

表面記載の森林法に基づく地域森林計画対象民有林および上記の風致地区内における樹木の伐採行為については「保存樹木等伐採届」の届出は不要です。

公園緑地課における手続きの注意点

(H30.11.12～)

上記の「申請」ならびに「届出」を行う場合は、農水産課にて、「森林法の規定に基づく伐採届出の必要の有無の確認印」を押印した案内図の添付をお願いいたします。
(既存宅地内等の樹木及び樹林の伐採を除く。)

参考図：確認印

この場所は、森林法に基づく伐採届が（必要・不要）です
年 月 日
農 水 産 課

※ お問い合わせ 船橋市 都市整備部 公園緑地課 047-436-2553

※ なお、建築を目的とする伐採については、都市計画法に基づく開発行為となる場合があるので、事前に宅地課（047-436-2690, 2697）へお問い合わせください。